

保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）について

1 保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）の概要

- 県・市町村が「予防・健康づくり」のため行う国保ヘルスアップpp（支援）事業の財源となる「**事業費分**」と、当該事業の実施状況等を採点して都道府県に交付される「**事業費連動分**」から構成される。
- 令和4年度の事業費分・事業費連動分の本県交付額は次のとおり。

事業費分 全国総額 250 億円（特別調整交付金分（50 億円）を含む）

令和4年度 交付額 443,601 千円（前年度比+48,384 千円）

＜うち県分 26,863 千円、市町村分 416,738 千円＞

令和3年度 交付額 395,217 千円

＜うち県分 24,264 千円、市町村分 370,953 千円＞

※全て特別調整交付金分を含む

事業費連動分 全国総額 300 億円

令和4年度 交付額 1,027,329 千円（前年度比+396,773 千円）

1人当たり交付額 773.9 円（1,327,453 名）

令和3年度 交付額 630,556 千円

1人当たり交付額 464.6 円（1,357,072 名）

2 令和4年度の実施状況

（1）事業費分

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業費の全額を交付するもの。

事業費分を活用した「国保ヘルスアップ事業」を行う市町村数が 49 市町村から 52 市町村に増加したことや、市町村が行う事業の全体数が 176 事業から 204 事業に増加したことから、前年度から 48,384 千円の増となる 443,601 千円が交付される見込みとなっている。

(2) 事業費連動分

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、国が事業の数や種類などの取組状況等について採点し、点数に応じて交付金が配分されるもの。

県が実施する「国保ヘルスアップ支援事業」において、市町村が策定する次期データヘルス計画に記載すべき標準的な項目を示す支援事業を開始したことや、生活習慣病の重症化予防に取り組む市町村数が増加したことにより、22点（約3億9,000万円）の増加となった。得点が増加した主な要因は以下のとおり。

獲得点数の詳細は「参考資料5-2」を参照。〔 〕は該当ページ及び項目番号

[参考：データヘルス計画とは]

市町村が取り組むべき健康づくり施策として6年計画で策定する。現行計画は令和5年度に終期を迎えるため、今後、市町村では令和6年度からの次期計画の策定に取り組む。

※ 1点は 約1800万円
14点 = 約2億5000万円

【 指標①：事業の種類や数による評価 】 10点 → 24点 (+14点)

・ 県の「国保ヘルスアップ支援事業」の拡大による増加 (+10点) [1ページ(1)]

(市町村支援のため県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」の取組の種類が多いほど評価されるが、県の取組が4種類から5種類に拡大したことにより、前年度と比べて10点増加している。)

- A：保健事業に関わる市町村職員人材育成事業
- B：県内市町村の現状把握・分析事業（特定健診・レセプトデータ等の分析）
- C：予防・健康づくり周知啓発事業（ラジオCMによる特定健診の周知・啓発）
- D：糖尿病性腎症重症化予防対策の推進に向けた保健指導従事者研修事業
- E：データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析事業（令和4年度から実施）

※ 国が設定する事業分類に従い上記A～Eの取組を行っていることが評価された。

・ 配点の変更されたことによる減少 (▲2点) [1ページ(1)]

(上記「国保ヘルスアップ支援事業」について「A～Cを実施している場合」の配点が10点から8点に変更されたことに伴い2点減少している。)

・ 市町村の「国保ヘルスアップ事業」の拡大による増加 (+6点) [1ページ(2)]

(市町村が「予防・健康づくり」の取組として行う「国保ヘルスアップ事業」のうち、生活習慣病の重症化予防に取り組む市町村数が全体の8割以上の場合に評価されるが、令和4年度の取組市町村が49市町村に増加し全体の8割以上となったことから、前年度と比べて10点増加している。)

令和3年度 39/54市町村(72%) → 令和4年度 49/54市町村(90%)

※ 取組を行う市町村の割合が8割を超えたことが評価された。

【 指標②：事業内容や市町村への支援状況による評価 】 25点 → 33点 (+8点)

※ 1点は 約1800万円
8点 = 約1億4000万円

・ 県による市町村への支援状況による増加 (+10点) [2ページ(1)]

(市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の実施にあたり、県が全体の8割以上の市町村を支援した場合に評価されるが、より多くの市町村を支援したため前年度と比べて10点増加している。)

令和3年度 2/49市町村(4%) → 令和4年度 45/52市町村(86%)

・ 配点の変更されたことによる減少 (▲2点) [2ページ(1)及び(2)]

「市町村の健康・医療情報の分析や事業の効果的な実施に向けた課題を把握して都道府県の事業を実施している場合」の配点が10点から6点に変更されたことに伴い4点減少している。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等を踏まえた予防・健康づくり事業を実施している場合」の配点が合計で8点から10点に変更されたことに伴い2点増加したため、指標②全体では2点減少した。

・ 40歳未満の方への生活習慣病対策(0点) [1ページ(2)]

(市町村が行う「40歳未満の方への生活習慣病対策」などの、若いうちからの健診受診を促進し、生活習慣病を予防するための取組について、全体の5割以上の市町村が実施している場合に評価されるが、千葉県における取組市町村は令和4年度時点で21市町村(38%)であることから、得点できていない。)

令和4年度 21/54市町村(38%)

【課題と今後の取組】

生活習慣病の重症化予防に取り組む市町村の増加など、県内市町村における「予防・健康づくり」の取組は拡大しているが、「特定健診の対象ではない40歳未満の方への生活習慣病対策」など、若いうちからの健診受診を促進し、生活習慣病を予防していく取組を行う市町村はまだ少ないことから、取組が促進されるよう市町村へ助言していく。

また、事業費分を活用し「国保ヘルスアップ支援事業」として行っている、レセプトや健康診査結果のデータ分析事業、市町村の「予防・健康づくり」担当者を対象とした人材育成研修、特定健診の周知・啓発のためのラジオCMを行うこと等により、引き続き、市町村の「国保ヘルスアップ事業」を支援していく。